

# 令和3年度岩倉市私立高等学校等授業料補助金のお知らせ

岩倉市では、公私立学校間の授業料負担の格差を是正するため、以下のとおり授業料の一部を補助しています。この補助制度を受けるためには、令和3年10月29日までに岩倉市教育委員会学校教育課へ申請してください。

1 補助金額 別表参照

2 対象者 私立高等学校及び専修学校の高等課程に在籍する生徒の保護者等（授業料負担者）で、当該年度の10月1日（基準日）現在、岩倉市内に住所を有し、別表のいずれかに該当する方。

※ただし、次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ①基準日において、特待生等で授業料の納付を全額免除されている生徒の保護者等
- ②通信制の課程、専攻科または別科に在籍している生徒の保護者等

3 受付期間 10月1日（金）～10月29日（金）  
（ただし、土・日曜日は除きます）

4 申請方法 学校教育課（岩倉市役所6階）、市ホームページ、または在籍校で配布する「申請書兼請求書」に在学証明を受け、必要事項を記入のうえ、提出してください。（下記の間合せ・申請先に郵送でも可）  
※令和3年1月2日以降に岩倉市へ転入された方は、課税所得額と調整控除額が確認できるもの（課税証明書等）が必要です。

5 支払方法 銀行振込（振込日は12月下旬を予定しております）

6 その他 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
なお、「広報いわくら 10月号」にも案内を掲載していますので、ご参照ください。

## ■問合せ・申請先

岩倉市教育委員会学校教育課

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地（電話 0587-38-5818）

別表

補助区分	補助金額（年額）
課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額（政令指定都市は当該額の4分の3を乗じた額）を控除した額（以下、「算定基準額」という。）が212,700円未満の世帯	22,000円以内
算定基準額が270,300円未満の世帯	14,500円以内

※1 父及び母ともに所得がある場合は、2人分の算定基準額を合算した額になります。

※2 市の補助金額は授業料の実質保護者負担額（授業料から国・県の補助金を引いた額）を超えないものとします。したがって、負担額が0円であれば、岩倉市の補助はありません。